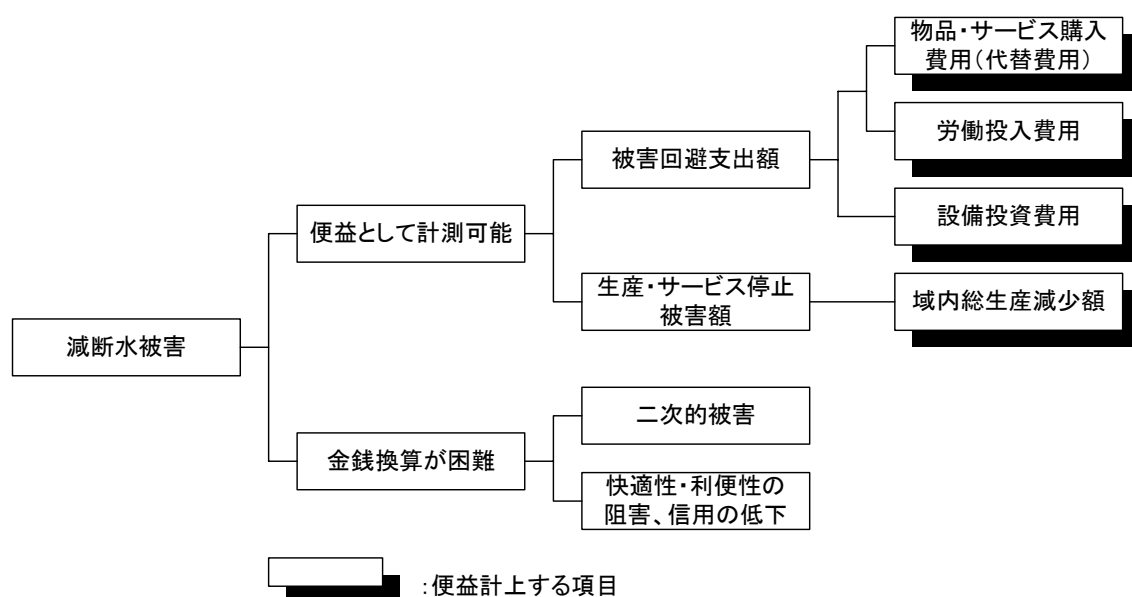


## 2-2. 減・断水被害に関する便益の捉え方

減・断水被害の便益計上項目は、図V-3-2-1に示すように、「便益として計測可能」な項目と「金銭換算が困難」な項目に区分し、その内の「便益として計測可能」な項目を「被害回避支出額」と「生産・サービス停止被害額」に区分する。

「被害回避支出額」は減・断水の規模（期間、給水制限率）に応じ、渇水期間中断続的に発生する「物品・サービス購入費用（代替費用）」、「労働投入費用」と、一時的に発生する「設備投資費用」の3つの費用に区分する。

「生産・サービス停止被害額」は、減・断水の規模（期間、給水制限率）に応じ、渇水期間中断続的に発生する「域内総生産減少額」とする。



図V-3-2-1 減・断水被害として便益計上する項目

以下に便益として計上する「物品・サービス購入費用（代替費用）」、「労働投入費用」、「設備投資費用」及び「域内総生産減少額」の4つの項目の内容を示す。

### 1) 物品・サービス購入費用（代替費用）

物品・サービス購入費用（代替費用）は、減断水による水の不足分を代替となる物品、サービス購入することで被害を回避する費用とする。

### 2) 労働投入費用

労働投入費用は、減・断水による水の不足に対して普段より節水をすることに要した労働時間に最低賃金を乗じて算定する費用とする。